函館市老人クラブ連合会運営要領

1　目　的

　老人クラブ連合会（以下「連合会」という）は，高齢者の社会活動を促進するため，老人クラブに対する指導事業及び高齢者の幅広い社会活動促進のための諸事業を行うことを目的とする。

2　組　織

（1）連合会は，函館市を対象地域とし，老人クラブによって組織するものとする。

（2）連合会には，代表者としての会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。なお，役員の選考に当たっては，年齢，男女別を問わず，適任者の選任に努めなければならない。

（3）連合会には，（2）の役員のほかに，適任者による活動別リーダーを置くものとする。

（4）連合会の事務局は，自主的に設置運営するよう努めるものとする。

（5）連合会は，目的を達成するために必要に応じて，委員会等を設置するものとする。

3　運　営

（1）連合会の運営は，老人クラブの意向を反映し，自主的に行わなければならない。

（2）連合会は，事業の適正かつ円滑な実施を図るため，会則を設けるものとする。

（3）連合会は，原則として，老人クラブからの会費をもって運営するものとする。

4　活　動

　連合会は，老人クラブ及び北海道老人クラブ連合会等と連携し，次に掲げる事業を市を単位とした広域的な事業として展開するものとする。

（1）老人クラブの役員及び活動別リーダーの研修を実施し，資質の向上を図ること。

（2）老人クラブの実情や要望を把握するとともに，新規の活動の開拓，活動の場の確保及び活動別の組織化を図ること。

（3）連合会は，老人クラブの参加によって，行事，催物を開催し，老人クラブの連携と意識の向上及び地域の高齢者との交流を通した仲間づくりの促進並びに他世代との交流を図ること。

（4）外部からの指導者・協力者の受入れを行い，老人クラブの活動の充実を図ること。

（5）老人クラブの発展，老人の社会的地位の向上等を図るために調査，研究等を行うと

ともに老人及び老人クラブ活動に対する地域社会の理解を深めるため啓発広報等多様な活動を行うこと。

（６）連合会は，事業の実施に当たっては，北海道老人クラブ連合会の活動推進員及びその他の指導者との連携の下に事業を実施すること。

（７）北海道老人クラブ連合会，他の市町村老連，市町村等関係機関（団体）との連携を図ること。

５　経　理

連合会は，収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに関係帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。